

久御山町立こども園 重要事項説明書

令和7年10月

1 施設運営主体

名称	久御山町
代表者氏名	町長 信貴 康孝
所在地	京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地
電話番号	075-631-6111

2 施設の概要及び利用定員

名称	① みまきこども園		② さやまこども園		③ とうずみこども園	
所在地	相島曾根東 10 番地		佐古田中 2 番地		佐古清水 96 番地 2	
連絡先	075-631-4531		0774-43-8644		0774-44-4966	
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日		平成 30 年 4 月 1 日		平成 30 年 4 月 1 日	
利用定員	138 人 1 号認定の児童 30 人 2 号認定の児童 60 人 3 号認定 (満 1 歳以上) の児童 33 人 3 号認定 (満 1 歳未満) の児童 15 人		261 人 1 号認定の児童 60 人 2 号認定の児童 120 人 3 号認定 (満 1 歳以上) の児童 66 人 3 号認定 (満 1 歳未満) の児童 15 人		241 人 1 号認定の児童 50 人 2 号認定の児童 110 人 3 号認定 (満 1 歳以上) の児童 66 人 3 号認定 (満 1 歳未満) の児童 15 人	
敷地面積	3,760.27 m ² 園庭 1,358 m ²		6,296.17 m ² 園庭 1,629.17 m ²		5,008.21 m ² 園庭 1,600 m ²	
構造等	RC 造平屋建 鉄骨造平屋建		RC 造 2 階建		RC 造 2 階建 木造平屋建 鉄骨造平屋建	
延べ床面積	940.78 m ²		2,943.63 m ²		1,861.10 m ²	
設備	保育室	6 室	保育室	15 室	保育室	11 室
	遊戯室	1 室	遊戯室	1 室	遊戯室	1 室
	医務室	事務室に併設	医務室	事務室に併設	医務室	事務室に併設
	事務室	1 室	事務室	1 室	事務室	1 室
	便所	6 か所	便所	17 か所	便所	11 か所

3 施設の目的及び運営方針

(1) 目的

久御山町立こども園は、以下の運営方針に基づき、入園する乳幼児への保育・教育を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

本町では、乳幼児期から義務教育終了までの15年間（0歳～15歳）を見通した保育・教育の充実をめざすため、「久御山学園」として園小中一貫教育を実施し、将来の久御山町を担う子どもたちを町ぐるみで育てるさまざまな取組を進めています。

★久御山学園で育てたい力

めざす子ども像を「人生を開拓しようとする子」として、学力の基盤となる「言語力」と、たくましくしなやかに生きる力の基盤となる「自己指導能力」の育成に努めています。さらに、それらの力の向上を下支えするために、積極性や自尊心など数値で図ることが難しいとされている「非認知能力」の育成にも力を注いでいます。

言語力…自らの考えを深め、他者とコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な力

自己指導能力…「生きる力」の基盤となるその時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力

★久御山町の就学前教育

本町では、就学前教育の充実を図るため平成30年度から保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ「認定こども園」として新たに出発をしました。認定こども園では、すべての子どもに良質な環境を保障し、「遊び」を通して、小学校での「学び」の基礎となる力が身につくよう、保育・教育活動を進めています。

乳・幼児期は、心身や基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児の自発的な活動である「遊び」を通じた「学び」を大切にしています。

幼児期の遊びの中の「学び」とは、小学校での教科学習の「学び」とは違い、主体的な活動を通して育む感性や学力の基礎となる「生活する力」「人とのかかわる力」「学びに向かう力」のことです。

つまり、遊びの中で、人として生涯「学び続ける力」の土台を築こうとしています。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿・育てたい力を明確にし、「遊び」と「学び」を切り離すことなく、子どもたちの「遊び」が広がり深まる中で「もっと知りたい」「もっとやってみたい」という気持ちが自然とわき起こる、そういった保育・教育を行っています。

★外国語教育の充実

町立学校に勤務するALT（外国語指導助手）が、こども園を訪問し、園児との交流を深め、外国語に親しむ機会を設けています。

★読書活動の充実

町立学校に勤務する学校司書や町立図書館司書が、こども園を訪問し、園児たちが絵本や物語などに親しみ、本に興味を持ってもらえるような取組を行っています。

★1日の生活の流れ（月曜日～金曜日）

時 刻	1号認定・2号認定	3号認定
7:30～8:30	早朝保育（2号認定）	早朝保育
8:30【8:45（1号）】～9:00	登園	登園
9:00～11:30	保育・教育時間	保育時間
11:30～12:30	給食	年齢に応じた食事時間 （給食）
12:30～14:00	くつろぎの時間 （午睡・休憩・室内あそびなど） 降園（1号認定）	午 睡
15:00	預かり保育（有料）（1号認定） （～16:30）	
15:00～15:30	おやつ	おやつ
15:30～16:30	あそび 片付け・降園	あそび 片付け・降園
16:30～18:30	延長保育（2号）	延長保育
18:30～19:00		

※給食時間等、年齢により異なります。土曜日の開園時間は、17:00 までです。

★おもな年間行事

月	行 事	保護者参観行事
4 月		入園式・クラス懇談会
5 月	春の遠足（３・４・５歳児）	給食・あそびの様子（動画配信）
	こどもの日の集い、交通教室（３・４・５歳児）	家庭訪問（希望者のみ）
6 月	虫歯予防の集い（歯みがき指導）	保育参観・クラス懇談会（３・４・５歳児）
	プール開き	
7 月	七夕の集い	個人懇談
8 月		保育参観（０・１・２歳児）
9 月	お月見の集い	祖父母参観（５歳児）
10 月	秋の遠足（３・４・５歳児）	運動会
11 月	総合避難訓練	
12 月		作品展
	もちつき・クリスマス会	個人懇談会（希望者のみ）
1 月	体験入学（５歳児）	
2 月	豆まき	生活発表会（３・４・５歳児）
3 月	ひなまつり、園外保育（２歳児）	保育参観（０・１・２歳児）
	お別れ会	修了証書授与式（５歳児）
毎月	誕生会、避難訓練、身体測定（身長・体重）	

※内科検診、歯科検診が年２回あります。

※検尿検査が年１回あります。

※年齢により、対象行事が異なります。

※行事の実施時期、内容等変更する場合があります。（別途、園からお知らせします。）

4 職員体制（令和7年10月現在）

	みまきこども園	さやまこども園	とうずみこども園
園長	1名	1名	1名
副園長	1名	1名	1名
指導保育教諭（正職員）	2名	2名	2名
※うち育児休業等	1名	1名	1名
保育教諭（正職員）	4名	10名	9名
※うち育児休業等	0名	3名	1名
保育教諭（会計年度・一般）	3名	7名	5名
※うち育児休業等	0名	0名	0名
保育教諭（会計年度・補助）	5名	11名	9名
※うち育児休業等	0名	0名	1名
調理員（正職員）	2名	2名	2名
※うち育児休業等	0名	0名	0名
調理員（会計年度・一般）	2名	0名	2名
調理員（会計年度・補助）	1名	4名	0名
栄養士（会計年度・一般）	1名（教育委員会に配置）		
看護師（会計年度・一般）	—	1名	—
事務員（会計年度・一般）	1名	1名	1名
用務員（会計年度・一般）	1名	1名	1名
用務員（会計年度・補助）	1名	1名	2名

★上記以外にも、早朝・延長・代替等、パート職員を配置しています。

★（保育士配置基準）0歳児（3：1） ※1歳児（5：1） 2歳児（6：1）
3歳児（15：1） 4歳児（25：1） 5歳児（25：1）

※町独自基準

5 教育・保育の提供時間及び休園日

(1) 開園時間

平 日：午前7時30分から午後7時
土曜日：午前7時30分から午後5時

(2) 休園日

★1号認定

休 園 日・・・土曜日・日曜日・祝日

夏季休業日・・・7月21日～8月31日

冬季休業日・・・12月24日～1月6日

春季休業日・・・3月25日～4月5日

※祝日等の関係により、変更になる場合があります。

★2号・3号認定

休 園 日・・・日曜日・祝日

年末年始・・・12月29日～1月4日

★共通事項

振替休日および感染症、風水害、暴風警報発令時など、その他必要と認めたときは、休園することがあります。

また、行事等の午後は休園となる場合があります。

(3) 基本保育・教育時間

★1号認定：平 日・・・午前8時45分～午後2時

★2号・3号認定：平 日・・・午前8時30分～午後4時30分
土曜日・・・午前8時30分～正午

(4) 保育・教育提供時間

★教育標準時間・・・午前8時45分～午後2時

★保育標準時間・・・午前7時30分～午後6時30分（最長）

★保育短時間・・・午前8時30分～午後4時30分（最長）

(5) 入園当初の教育・保育提供時間（ならし保育）

はじめて集団生活を経験することになりますので、入園児童の体調等に配慮し、最初の7日間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）は、ならし保育期間とします。

6 預かり保育及び延長保育

★預かり保育（1号認定利用者向け）

基本教育時間終了後、希望する在園児を対象に、保護者の子育てを支援することを目的として預かり保育事業を実施しています。

時 間・・・教育・保育課程に係る時間終了～午後4時30分

利用料・・・1回につき、利用料200円＋おやつ代80円

（※給食が必要な場合は＋220円）

★延長保育（2号・3号認定利用者向け）

本町独自の措置として保育時間の延長を実施しています。

基本保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開園時間の範囲内で、延長保育を実施します。

保育提供時間を超えて、延長保育を利用する場合は、30分100円の利用者負担が必要となります。

7 気象警報発令時の対応

- （1） 午前7時現在に「久御山町」に特別警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表中の場合は自宅待機していただき、午前10時までに警報が解除された場合、解除後、保育・教育を開始します。
- （2） 1号認定児は、午前10時以降、午後2時までに警報が解除された場合は、解除後、保育・教育を開始しますので、お弁当を持参するか、昼食を済ませてから登園してください。
- （3） 2号・3号認定児は午前10時以降、午後3時までに警報が解除された場合は、解除後、保育・教育を開始しますので、お弁当を持参するか、昼食を済ませてから登園してください。ただし、平日は午後3時までに、土曜日は正午までに警報が解除されなかった場合は臨時休園とします。

8 久御山町において「震度5弱」以上の地震が発生した場合の対応

（1）臨時休業

①前日の閉園時間以降、当日の開園時間までに発生した場合は、当日を臨時休園とします。

②日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日開けを原則臨時休園とします。

＊園の再開については、園舎等の安全が確認され、教育・保育活動の再開が可能になりましたら、tetoru配信、町ホームページ等で連絡します。それまでは、継続して臨時休園となります。

（2）登園中・在園中に地震が発生した場合

①登園時に、久御山町において震度5弱以上の地震が発生した場合は、休園とし、こども園での保育・教育は行いません。

②在園中に、久御山町において震度5弱以上の地震が発生した場合は、職員の指示により、

園児を安全な場所へ避難させます。保護者におかれましては、速やかに迎えにきてください。

9 給食

- (1) 好き嫌いなく何でも食べられるように、また楽しい雰囲気の中でよい食事習慣が身に付くようにと栄養量や切り方等を年齢にあわせて配慮し、多くの食材を取り入れた献立を栄養教諭・栄養士が作成します。

(献立については、毎月別途お知らせします。)

- (2) みまきこども園・さやまこども園の0歳児～5歳児及びとうずみこども園の0歳児～2歳児は、自園調理します。とうずみこども園の3歳児～5歳児は、小学校給食室から搬送します。

- (3) 園児に食物アレルギーがある場合には、診断書及び指示書を提出してください。
一部の食材については除去します。

除去食対応できない場合は、代替食を持参していただきます。

- (4) 育児用ミルクは、「明治 ほほえみ」を提供しています。乳アレルギーがある場合は、「森永 ニューMA-1」を提供します。

- (5) 給食費について

久御山町立こども園では、令和7年4月から給食費を無償化していますので、保護者からの徴収はありません。

10 保育料及び実費徴収（令和7年4月現在）

（1）利用者負担額（月額保育料）

保育料は、令和6年11月より無償化しています。

なお、入園児童が属する世帯の階層区分の算定は、引き続き行います。

※年末調整（給与所得者）、確定申告、住民税の申告を必ず行ってください。

各月初日の教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分	
階層区分	定 義
第 1	生活保護世帯
第 2	市町村民税非課税世帯
第 3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満
第 4	市町村民税所得割課税額 77,101円未満
	市町村民税所得割課税額 97,000円未満
第 5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満
第 6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満
第 7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満
第 8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上

★世帯の階層区分は、父母の市町村民税所得割課税額の合計により算定します。

★祖父母などが入園児童を扶養されている場合などは、その扶養者の課税額も考慮のうえ世帯の階層区分を算定します。

★世帯の階層区分の切り替えについて

毎年9月が切り替え時期です。4月～8月の階層区分は前年度の市町村民税所得割課税額により、9月～3月は当年度の市町村所得割課税額により決定します。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額に基づく階層区分 (4月～8月)	当年度の市町村民税額に基づく階層区分 (9月～3月)
-------------------------------	-------------------------------

(2) 実費徴収

保護者にご負担いただくものとして、次のものがあります。

【参考】

- ★用品代・・・氏名印 (250 円)、お便り袋 (250 円)、出席ノート (430 円程度)、
カラー帽子 (1,000 円)
- ★教材・保育材料代・・・粘土 (500 円)、粘土ケース (352 円)、クレパス (880 円)
はさみ (540 円)、道具箱 (720 円)
- ★体操服代・・・半袖 (2,170 円)、長袖 (2,610 円～2,950 円)、パンツ (2,170 円)
- ★修了アルバム代 (5 歳児のみ)・・・9,350 円

※物価の変更等により金額が変わる場合がありますのでご了承ください。(購入いただく
用品等は年齢によって異なります。)

上記の他、園外保育利用料等についてご負担いただくことがあります。徴収額は年齢等
によって異なります。

※別途、保護者会等からの費用徴収があります。

11 利用の開始及び終了に関する事項

- ★開 始：本重要事項説明書に同意された後、入園申込書等を提出してください。(申
込が定員を超えた場合は、別に定める選考基準に基づき入園を決定します。)
入園承諾後、利用開始となります。
- ★終 了：以下の場合には、利用終了となります。
 - ①利用園児が小学校に就学したとき
 - ②認定要件に該当しなくなったとき
 - ③町外に転出されたとき
 - ④退園届を提出したとき
 - ⑤その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ★課程修了の認定：全課程を修了したと園長が認めた園児には、修了証書を授与します。

12 健康管理

- ★嘱託医による定期的な健康診断と嘱託歯科医による歯科検診を実施します。
- ★尿検査を実施します。

(1) 嘱託内科医 (令和 7 年 4 月現在)

	みまきこども園	さやまこども園	とうずみこども園
医療機関	くわはら内科	田村医院	おおむら医院
医院長名	桑原 直夫	田村 晃浩	大村 誠
所在地	久御山町北川顔村西 6 番地 2	久御山町佐山双置 87 番地	久御山町佐古内屋敷 45 番地 2

(2) 嘱託歯科医 (令和7年4月現在)

	みまきこども園	さやまこども園	とうずみこども園
医療機関	鈴木歯科医院	原田歯科医院	ぬくい歯科医院
医院長名	鈴木 淳之	原田 光康	温井 茂樹
所在地	宇治市広野町茶屋裏 37	久御山町佐山新開地 196 番地	久御山町栄 1 丁目 1 番地 77

13 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画書により対応します。
防災設備	自動火災報知器、消火器、非常通報装置、避難器具、誘導灯及び誘導標識、非常電源設備、カーテン・カーペットの防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は毎月 1 回以上実施します。
管轄消防署	久御山町消防本部
管轄警察署	宇治警察署

14 要望・苦情等の受付

窓口担当者：副園長

受付：随時

15 災害共済給付制度

災害共済給付制度とは、こども園の児童が通園中を含むこども園の管理下において発生した災害に対して、医療費等を保護者に支払うことにより、保護者の負担を軽減する制度です。この制度への加入は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」とこども園の設置者が保護者の同意を得て、災害共済契約を締結することによってできます。久御山町ではこども園入園児童全員が加入となります。

掛金（保護者負担）：児童一人につき 0 円

※久御山町が全額（年額 285 円）補助します。

16 虐待の防止に関する措置

こども園を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努

めています。また、家庭との連絡調整及び子育て応援センター「はぐくみ」等の関係機関との連携を密にし、対処していきます。

なお、子どもに虐待のおそれを感じられる場合で、緊急性が高い場合は、児童相談所に通告することや、児童相談所から依頼があった場合は、情報提供を行うことがあります。

17 虐待通報窓口について

児童福祉法等の一部を改正する法律の改正（令和7年10月1日施行）により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されました。久御山町においても、通報窓口を設置しましたので、職員による虐待等を発見された場合は、下記までお知らせ下さい。

- 久御山町 教育委員会 学校教育課 075-631-9974
- 山城北保健所 福祉課 0774-21-2193

18 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

全職員について、職務上、知り得た秘密を守ることを徹底させています。